

墨田区オリンピック・パラリンピック地域協議会規約（案）

（設置）

第1条 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）を契機とした本区の活性化に向けて、区民、区内関係団体及び区が連携して取組を推進するため、墨田区オリンピック・パラリンピック地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（活動）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 大会に関する情報共有及び連絡調整に関すること。
- (2) 大会に向けた気運醸成に関すること。
- (3) 大会を契機に地域の活性化を図るための自主的な取組に関すること。
- (4) その他大会を契機とした本区の発展に資する活動に関すること。

（構成員）

第3条 協議会は、町会・自治会、スポーツ、文化、産業観光、教育、まちづくり、環境、安心・安全、福祉保健等の各分野における区内関係団体等及び大会公式スポンサーをもって構成する。

（会長）

第4条 協議会に、会長を置く。

（会長の選任）

第5条 会長は、構成員の互選により選出する。

（会長の職務）

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

（会議の招集）

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

（部会）

第8条 協議会の中に、次の部会を置く。

- (1) おもてなし・交流部会
- (2) スポーツ・健康部会
- (3) 文化・観光・産業部会
- (4) 教育部会
- (5) まちづくり・環境部会
- (6) 未来枠

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、墨田区地域力支援部に置く。

(解散)

第10条 協議会は、大会終了後、本会の議決により解散する。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成29年9月2日から施行する。